



# 佐賀県公報

平成17年  
9月14日  
(水曜日)  
第 12656号

## 目 次

(◎印は、県例規集に登載するもの)

### ◎佐賀県立産業技術学院管理規則の一部を改正する規則

(一一四・農林水産商工本部) 三

### ◎佐賀県果樹試験場管理規則の一部を改正する規則 (一一五・〃) 三

### ◎佐賀県工業技術センター管理規則の一部を改正する規則

(一一六・〃) 三

### ◎佐賀県家畜保健衛生所管理規則の一部を改正する規則

(一一七・〃) 一

### ◎佐賀県地域農業改良普及センター管理規則の一部を改正する規則

(一一八・〃) 一

### ◎佐賀県水産振興センター管理規則の一部を改正する規則

(一一九・〃) 一

### ◎佐賀県農業試験研究センター管理規則の一部を改正する規則

(一二〇・〃) 一

### ◎佐賀県茶業試験場管理規則の一部を改正する規則 (一二一・〃) 一

(一二二・〃) 一

### ◎佐賀県畜産試験場管理規則の一部を改正する規則 (一二三・〃) 一

(一二四・〃) 一

### ◎佐賀県高等水産講習所管理規則の一部を改正する規則

(一二五・〃) 一

(一二六・〃) 一

(一二七・〃) 一

### ○産業廃棄物処理施設の設置の許可申請

(四八〇・廃棄物対策課) 六

### ○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業所の所在地の変更

(四八一・長寿社会課) 七

### ○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請

(まちづくり推進課) 八

### ○開発行為に関する工事の完了

(一八・〃) 一

### ○訓令甲

(一七・農林水産商工本部) 九

### ○佐賀県窯業技術センター処務規程の一部改正

(一八・〃) 九

### ○佐賀県林業試験場処務規程の一部改正

(一八・〃) 八

### ○佐賀県農業試験研究センター管理規則の一部を改正する規則 (規則第一一四号)

(一七・農林水産商工本部) 九

### ○佐賀県果樹試験場管理規則の一部を改正する規則 (規則第一一五号)

(一八・〃) 九

## 公布された規則のあらまし

### ○佐賀県立産業技術学院管理規則の一部を改正する規則 (規則第一一四号)

1 課長は、学院長が専決することができる事務のうち、学院長が定めるものを専決することができることとした。(第四条関係)

2 この規則は、公布の日から施行することとした。

### ○佐賀県果樹試験場管理規則の一部を改正する規則 (規則第一一五号)

1 係長は、場長が専決することができる事務のうち、場長が定めるものを専決することができることとした。(第六条関係)

2 この規則は、公布の日から施行することとした。

### ○佐賀県工業技術センター管理規則の一部を改正する規則 (規則第一一六号)

1 課長、部長及び係長は、所長が専決することができる事務のうち、所長が

- 定めるものを専決することができることとした。(第七条関係)
- 2 翌年度の業務計画及び運営方法について知事への提出を要しないこととした。
- 3 この規則は、公布の日から施行することとした。
- 佐賀県家畜保健衛生所管理規則の一部を改正する規則**（規則第一一七号）
- 1 課長及び係長は、所長が専決することができる事務のうち、所長が定めるものを専決することができることとした。(第七条関係)
- 2 この規則は、公布の日から施行することとした。
- 佐賀県地域農業改良普及センター管理規則の一部を改正する規則**（規則第一一八号）
- 1 係長は、所長が専決することができる事務のうち、所長が定めるものを専決することができることとした。(第五条関係)
- 2 この規則は、公布の日から施行することとした。
- 佐賀県水産振興センター管理規則の一部を改正する規則**（規則第一一九号）
- 1 課長及び係長は、所長が専決することができる事務のうち、所長が定めるものを専決することができることとした。(第七条関係)
- 2 この規則は、公布の日から施行することとした。
- 佐賀県農業試験研究センター管理規則の一部を改正する規則**（規則第一二〇号）
- 1 この規則は、所長が専決することができる事務のうち、所長が定めるものを専決することができることとした。(第五条関係)
- 2 この規則は、公布の日から施行することとした。
- 佐賀県畜産試験場管理規則の一部を改正する規則**（規則第一二二号）
- 1 課長、部長及び係長は、場長が専決することができる事務のうち、場長が定めるものを専決することができることとした。(第八条関係)
- 2 この規則は、公布の日から施行することとした。
- 佐賀県高等水産講習所管理規則の一部を改正する規則**（規則第一二三号）
- 1 所長の専決事項に、職員の扶養手当、住居手当及び通勤手当の認定に関することを加えることとした。(第四条関係)
- 2 研修の実施計画について知事の承認を要しないこととした。(第五条関係)
- 3 この規則は、公布の日から施行することとした。
- 佐賀県農業大학교管理規則の一部を改正する規則**（規則第一二四号）
- 1 部長及び課長は、校長が専決することができる事務のうち、校長が定めるものを専決することができることとした。(第九条関係)
- 2 この規則は、公布の日から施行することとした。
- 佐賀県立有田窯業大学校管理規則の一部を改正する規則**（規則第一二五号）
- 1 課長及び部長は、校長又は副校長が専決することができる事務のうち、校長又は副校長が定めるものを専決することができることとした。(第七条関係)
- 2 この規則は、公布の日から施行することとした。
- 佐賀県上場當農センター管理規則の一部を改正する規則**（規則第一二六号）
- 1 部長及び係長は、所長が専決することができる事務のうち、所長が定めるものを専決することができることとした。(第一〇条関係)
- 2 分場長の専決事項に、その他軽易な事項に関する加えることとした。
- (第二一条関係)
- 3 この規則は、公布の日から施行することとした。
- 佐賀県茶業試験場管理規則の一部を改正する規則**（規則第一二一号）
- 1 係長は、場長が専決することができる事務のうち、場長が定めるものを専決することができることとした。(第七条関係)

**○ 規則**

2 この規則は、公布の日から施行することとした。

この規則は、公布の日から施行する。  
決することができる。

**附 則**

佐賀県立産業技術学院管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年九月十四日

佐賀県知事 古川 康

●**佐賀県規則第百十四号**

佐賀県立産業技術学院管理規則の一部を改正する規則

佐賀県立産業技術学院管理規則（昭和三十五年佐賀県規則第四十三号）の一  
部を次のように改正する。

第四条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条  
第一項の次に次の二項を加える。

2 課長は、学院長が専決することができる事務のうち、学院長が定めるもの  
を専決することができる。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

佐賀県果樹試験場管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年九月十四日

佐賀県知事 古川 康

●**佐賀県規則第百十五号**

佐賀県果樹試験場管理規則の一部を改正する規則

佐賀県果樹試験場管理規則（昭和三十七年佐賀県規則第十五号）の一部を次  
のように改正する。

第六条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条  
第一項の次に次の二項を加える。

2 係長は、場長が専決することができる事務のうち、場長が定めるものを専  
決することができる。

佐賀県工業技術センター管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年九月十四日

佐賀県知事 古川 康

●**佐賀県規則第百十六号**

佐賀県工業技術センター管理規則の一部を改正する規則

佐賀県工業技術センター管理規則（昭和三十七年佐賀県規則第九十号）の一  
部を次のように改正する。

第七条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条  
第一項の次に次の二項を加える。

2 課長、部長及び係長は、所長が専決することができる事務のうち、所長が  
定めるものを専決することができる。

第八条を削り、第九条を第八条とし、第十条を第九条とする。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

佐賀県家畜保健衛生所管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年九月十四日

佐賀県知事 古川 康

●**佐賀県規則第百十七号**

佐賀県家畜保健衛生所管理規則の一部を改正する規則

のようにより改正する。

第六条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条  
第一項の次に次の二項を加える。

2 係長は、場長が専決することができる事務のうち、場長が定めるものを専  
決することができる。

佐賀県家畜保健衛生所管理規則（昭和四十年佐賀県規則第五十号）の一部を  
次のように改正する。

平成十七年九月十四日

佐賀県知事 古川 康

●**佐賀県規則第百十八号**

佐賀県家畜保健衛生所管理規則の一部を改正する規則

佐賀県家畜保健衛生所管理規則（昭和四十年佐賀県規則第五十号）の一部を  
次のように改正する。

第七条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条  
第一項の次に次の二項を加える。

2 係長は、場長が専決することができる事務のうち、場長が定めるものを専  
決することができる。

第一項の次に次の一項を加える。

- 2 課長及び係長は、所長が専決することができる事務のうち、所長が定めるものを専決することができる。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

佐賀県地域農業改良普及センター管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年九月十四日

佐賀県知事 古川康

#### ●佐賀県規則第百十八号

佐賀県地域農業改良普及センター管理規則の一部を改正する規則

佐賀県地域農業改良普及センター管理規則（昭和四十四年佐賀県規則第二十号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 係長は、所長が専決することができる事務のうち、所長が定めるものを専決することができる。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

佐賀県水産振興センター管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年九月十四日

佐賀県知事 古川康

#### ●佐賀県規則第百十九号

佐賀県水産振興センター管理規則の一部を改正する規則

佐賀県水産振興センター管理規則（昭和四十八年佐賀県規則第六十八号）の

一部を次のように改正する。

- 第七条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。
- 2 課長及び係長は、所長が専決することができる事務のうち、所長が定めるものを専決することができる。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

佐賀県農業試験研究センター管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年九月十四日

佐賀県知事 古川康

#### ●佐賀県規則第百二十号

佐賀県農業試験研究センター管理規則の一部を改正する規則

佐賀県農業試験研究センター管理規則（昭和五十三年佐賀県規則第十九号）の一部を次のように改正する。

第十条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 課長、部長及び係長は、所長が専決することができる事務のうち、所長が定めるものを専決することができる。

第十二条第一項に次の二号を加える。

七 その他軽易な事項に関すること。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

佐賀県茶業試験場管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年九月十四日

## ●佐賀県規則第百二十一号

佐賀県茶業試験場管理規則の一部を改正する規則

佐賀県茶業試験場管理規則（昭和五十三年佐賀県規則第二十一号）の一部を次のように改正する。

第七条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 係長は、場長が専決することができる事務のうち、場長が定めるものを専決することができる。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

佐賀県畜産試験場管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年九月十四日

## ●佐賀県規則第百二十二号

佐賀県畜産試験場管理規則の一部を改正する規則

佐賀県畜産試験場管理規則（昭和五十三年佐賀県規則第二十二号）の一部を次のように改正する。

第八条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 課長、部長及び係長は、場長が専決することができる事務のうち、場長が定めるものを専決することができる。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

佐賀県高等水産講習所管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

## 佐賀県知事 古川康

## 平成十七年九月十四日

佐賀県知事 古川康

## ●佐賀県規則第百二十三号

佐賀県高等水産講習所管理規則の一部を改正する規則

佐賀県高等水産講習所管理規則（昭和五十五年佐賀県規則第十八号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 職員の扶養手当、住居手当及び通勤手当の認定に関する」と。

第五条を削り、第六条を第五条とし、第七条から第十八条までを一条ずつ繰り上げる。

様式第一号中「(第10条関係)」を「(第9条関係)」に改める。

様式第二号中「(第11条関係)」を「(第10条関係)」に改める。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

佐賀県農業大학교管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年九月十四日

佐賀県知事 古川康

## ●佐賀県規則第百二十四号

佐賀県農業大학교管理規則の一部を改正する規則

佐賀県農業大학교管理規則（昭和五十九年佐賀県規則第二十五号）の一部を次のように改正する。

第九条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 部長及び課長は、校長が専決することができる事務のうち、校長が定めるものを専決することができる。

附 則  
この規則は、公布の日から施行する。

佐賀県立有田窯業大학교管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
ものを専決することができる。

平成十七年九月十四日

佐賀県知事 古川 康

●佐賀県規則第百二十五号

佐賀県立有田窯業大학교管理規則の一部を改正する規則

佐賀県立有田窯業大학교管理規則（昭和六十年佐賀県規則第十八号）の一部

を次のように改正する。

第七条第二項中「『職員（校長を除く。）』とあるのは「職員（校長及び副校長を除く。）」とを削り、同条第三項中「前項」を「第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 課長及び部長は、校長又は副校長が専決することができる事務のうち、校長又は副校長が定めるものを専決することができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

佐賀県上場営農センター管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成十七年九月十四日

佐賀県知事 古川 康

●佐賀県規則第百二十六号

佐賀県上場営農センター管理規則の一部を改正する規則

佐賀県上場営農センター管理規則（平成二年佐賀県規則第二十九号）の一部を次のように改正する。

第七条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 部長及び係長は、所長が専決することができる事務のうち、所長が定めるものを専決することができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

平成十七年九月十四日

佐賀県知事 古川 康

●佐賀県規則第百二十七号

佐賀県農業技術防除センター管理規則の一部を改正する規則

佐賀県農業技術防除センター管理規則（平成十一年佐賀県規則第五十号）の一部を次のように改正する。

第七条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 部長は、所長が専決することができる事務のうち、所長が定めるものを専決することができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○告示

●佐賀県告示第四百八十八号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第十  
五条第一項の規定による産業廃棄物処理施設の設置の許可申請が次のとおりあつたので、同法第十五条第四項の規定により、申請書及び周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類を一般の縦覧に供する。

なお、当該産業廃棄物処理施設の設置に關し利害關係を有する者は、佐賀県知事に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

平成十七年九月十四日

佐賀県知事 古川 康

一 設置許可を受けようとする者の名称及び住所並びに代表者の氏名

真生工業株式会社

佐賀県多久市多久町七百五十七番地五

代表取締役 中島 功

二 産業廃棄物処理施設の設置の場所

佐賀県多久市多久町三五五五番四ほか五筆

三 産業廃棄物処理施設の種類

安定型最終処分場（廃棄物の処理及び清掃に關する法律施行令（昭和四十年政令第三百号）第七条第十四号口に規定する最終処分場をいう。）

四 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類

廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず（自動車等破碎物を除く。）及びがれき類

五 申請年月日

平成十六年十二月一日

六 縦覧場所並びに期間及び時間

(一) 縦覧の場所

佐賀県佐賀中部保健所（佐賀市八丁畷町一番二十号）

(二) 縦覧の期間及び時間

平成十七年九月十四日から平成十七年十月十四日（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第二百七十八号）に規定する休日を除く。）までの午前八時三十分から午後五時まで

七 意見書の提出  
提出期限

平成十七年十月二十八日  
(二) 提出方法  
持参又は郵送（提出期限日の消印有効）

(三) 提出場所  
佐賀県くらし環境本部廃棄物対策課（郵便番号八四〇一八五七〇 佐賀市城内一丁目一番五十九号）又は佐賀県佐賀中部保健所（郵便番号八四九一八五八五 佐賀市八丁畷町一番二十号）

(四) 意見書に記載すべき事項（日本語で記載すること。）  
ア 意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名  
イ 意見書を提出する対象施設の名称  
ウ 対象施設の設置に係る具体的な利害關係  
エ 生活環境保全上の見地からの意見

#### ●佐賀県告示第四百八十一号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり事業所の所在地を変更した旨の届出があつた。

平成十七年九月十四日

佐賀県知事 古川 康

| サービスの種類 |                    | 名 称            | 所 在 地          | 変更年月日     |
|---------|--------------------|----------------|----------------|-----------|
| 福祉用具貸与  | LIFA伊万里龜栄建材㈱ショールーム | 伊万里市伊万里町乙一八六番地 | 伊万里市南波多町井手野三八四 | 平成一六・一一・一 |
| 旧       | 新                  | 伊万里市伊万里町乙一八六番地 | 伊万里市南波多町井手野三八四 | 平成一六・一一・一 |
| 二番地一    |                    |                |                |           |

## ○ 公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定による定款変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

関係書類は、平成17年11月7日までさが元氣ひろば（県民総合相談・情報提供窓口）において縦覧に供する。

平成17年9月14日

佐賀県知事 古川康

1 申請のあった年月日

平成17年9月5日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称 特定非営利活動法人 鳳雛塾

(2) 代表者の氏名 指山 弘義

(3) 主たる事務所の所在地

佐賀県佐賀市唐人二丁目7番20号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、佐賀県内外における企業家精神の発揮とベンチャー企業・新事業等創出及び地域情報活性化のための環境構築を図るために、これらに関わる産官関係者及び一般社会人や地域住民の人々に対して、人材育成、各種相談・調査、研究開発、情報収集・発信・交流等に関する事業を行い、地域経済界及び教育界の発展に寄与することを目的とする。

平成17年9月14日 (水)

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事を次のとおり公告します。

平成17年9月14日

佐賀県知事 古川康

1 開発区域内に含まれる地域の名称  
鳥栖市下野町字八軒屋108番2及び109番2

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
三養基郡基山町大字宮浦8番地1  
中島 正一

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成17年9月14日

佐賀県知事 古川康

1 開発区域内に含まれる地域の名称  
鳥栖市山浦町字道庵2621番1の一部（1工区）

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
鳥栖市蔵上町522番地  
松隈 照美

岡本 見保

福岡県久留米市寺町3番地2 シティマンション久留米5-1005号  
松隈 達也

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成17年9月14日

佐賀県知事 古川康

1 開発区域内に含まれる地域の名称  
伊万里市立花町字浦山1000番6、1000番7の一部、1000番90の一部、1000番104の一部及び1000番105から1000番107まで並びに字釜ノ塔1001番3の一

部、1001番16、1002番2の一部及び1006番3

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

伊万里市二里町八谷搦227番地12

株式会社新建ベニヤ商会

## ○ 訓令

### ◎佐賀県訓令甲第十七号

農林水産商工本部  
佐賀県窯業技術センター

佐賀県窯業技術センター処務規程（昭和三十年佐賀県訓令甲第三十一号）の一部を次のように改正する。

平成十七年九月十四日

佐賀県知事 古川康

第六条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。  
 2 部長及び係長は、所長が専決することができる事務のうち、所長が定めるものを専決することができる。

### 附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

### ◎佐賀県訓令甲第十八号

農林水産商工本部  
佐賀県林業試験場

佐賀県林業試験場処務規程（昭和五十年佐賀県訓令甲第五号）の一部を次のように改正する。

平成十七年九月十四日

佐賀県知事 古川 康

第六条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 課長及び係長は、場長が専決することができる事務のうち、場長が定めるものを専決することができる。

### 附 則

申購  
込読料

一か年二八、八〇〇円(送料共)  
佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十七年九月十四日印刷及び発行者  
佐賀県知事 古川康行

印刷所  
毎週月曜日  
株古川総合印刷